

人権救済申立書

平成30年1月25日

日本弁護士連合会人権擁護委員会 御中

申立人ら代理人弁護士	吉田 理人	
同	島 昭宏	
同	菅野 典浩	
同	寺田 伸子	
同	片口 浩子	

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

目次

第1 申立ての趣旨	3
第2 申立ての理由	4
1 はじめに	4
2 白保地域の歴史・文化と自然環境の特徴	6
(1) 白保地域の歴史・文化	6
(2) 白保地域の自然環境	8
(3) 新石垣空港建設計画と反対運動	9
3 本件開発地域周辺の状況	11
(1) 国立公園指定	11
(2) 沖縄県自然環境の保全に関する指針	12
(3) 保安林指定	12
(4) 第3次石垣市国土利用計画	12
4 本件リゾートホテル建設計画の内容	14
5 申立人	16
(1) 申立人個人	16
(2) 申立人白保リゾートホテル問題連絡協議会	16
(3) 申立人公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会	16
6 本件開発による権利侵害	18
(1) 環境権侵害	18
(2) 漁業権侵害	24
(3) 平穏生活権侵害	25
7 申立人らの請求	27
(1) 相手方事業者に対する請求	27
(2) 行政庁に対する請求	27

第1 申立ての趣旨

- 1 申立人らは、相手方株式会社石垣島白保ホテル&リゾーツ及び相手方株式会社日建ハウジングに対し、石垣市字白保兼久原2080番地3他4筆における、リゾートホテル建設設計画を中止すること
 - 2 申立人らは、相手方沖縄県に対し、相手方株式会社石垣島白保ホテル&リゾーツの上記開発行為を許可しないこと
 - 3 申立人らは、相手方各行政機関に対し、白保周辺域の乱開発を防ぐために、環境保全のために適切かつ十分な施策をとること
- を求める。

第2 申立ての理由

1 はじめに

本件は、石垣市白保地区内において、相手方株式会社石垣島白保ホテル&リゾーツ（以下、「相手方事業者」という）が、敷地面積3万9604平方メートル、鉄筋コンクリート造4階建ての本棟（客室165室）およびヴィラ棟9棟（客室36室）を有するリゾートホテル（以下、「本件リゾートホテル」という）の建設を計画しているところ、本件リゾートホテル建設設計画が、周辺海域の生態系へ回復不可能な損害を生じさせる危険性が高く、申立人らを含む周辺住民及び自然の利用者らの有する自然享受権もしくは環境権を侵害するものであり、また、白保集落における平穏生活権、漁業を営む漁師らの漁業権（職業選択の自由）を侵害するものであることから、本計画の中止を求めるとともに、周辺の自然環境を将来にわたり保全するために、必要な施策を求めるものである。

白保集落に接する東側の海域には、石垣島の海岸線に沿うように全長30キロメートルに及ぶ裾礁タイプのサンゴ礁が広がっており、国内でも他に類を見ない貴重な地形と生態系を生み出す自然環境が残されている。このため、白保東側海域および隣接する陸域の一部は西表石垣国立公園に指定され、とりわけ、白保集落の東北側海域は、南北約2630メートル、東西約1000メートルにわたり海域公園地区に指定され、また海域公園地区に隣接する海岸地域は第二種特別地域に指定されている。本件リゾートホテルの建設予定地は、海域公園地区及び第2種特別地域に隣接し、建設予定地の東側には、世界最大級のアオサンゴの群落があり、世界的に見ても保全の必要性の高い地域である。

1980年代、白保東側サンゴ礁海域を埋め立て、空港を建設する計画があつたが、貴重なサンゴ礁を破壊することに対する批判の声の高まりを受け、白保東側サンゴ礁海域の埋め立てによる空港建設設計画は中止された。このように、白保周辺海域は、石垣島の新空港建設設計画をきっかけとして、その自然環境の重要性が広く知られるようになり、今まで白保住民を中心とした多くの人々の努力に

よって保護されてきた貴重な自然環境である。

このように多くの人々の努力によって守られた貴重な自然環境が、現在、リゾートホテル建設によって再び破壊されようとしているのである。このような世界的にも貴重な自然環境が、一私企業による開発行為によって破壊されることは、許されるべきことではない。

申立人らは、このような貴重な自然環境が、回復不可能な損害を被る前に、開発計画の中止と同地域が将来にわたり適切に管理されることを求めるために、本申立てに至ったものである。